

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣法」という。）第五十一条の規定によって、令和八年度狩猟免許更新に係る適性試験（以下「更新」という。）を次のとおり実施する。

令和八年八月二十日

広島県知事 横 田 美 香

一 実施する免許種別

鳥獣法第三十九条第二項に定める網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の四種

二 更新の日程、免許種別、定員及び場所

月 日	曜日	免許種別	定 員	場 所
九月一日	金	網 猟 わ な 猟 第一種銃猟 第二種銃猟	二〇名	広島市中区基町一〇番五二号 広島県農林庁舎
〃	〃	〃	一〇名	福山市三吉町一丁目一番一号 広島県福山庁舎
九月一四日	月	〃	三〇名	庄原市東本町一丁目四番一号 広島県庄原庁舎

三 更新の内容

適性検査（視力（矯正視力を含む。）・聴力（補聴器によって矯正された聴力を含む。）・運動能力）及び講習を行う。

四 受験の資格

広島県内に住所地を有する者で、令和八年九月十四日に狩猟免許が満了する者。ただし、更新の日に次のいずれかに該当する者は除く。

1 統合失調症者、そう鬱病者（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん病者（発作が再発するおそれのない者、発作が再発しても意識障害がもたらされない者及び発作が睡眠中に限り再発する者を除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病気の者

2 麻薬、大麻、アヘン又は覚醒剤の中毒者

3 法に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから、三年を経過していない者

4 狩猟免許の取消しを受けた後三年を経過していない者（当該取消しに係る狩猟免許の種類に限る。）

五 申請手続

次のいずれかの方法で行うこと。

1 電子による申請

広島県電子申請システムから必要事項を記載し、提出すること。その際、次の資料を

添付すること。電子データはスマートフォン等で撮影したもので可。

- (一) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の電子データ。
- (二) 前記四１及び２に該当しない旨の医師の診断書の電子データ。ただし、アの許可証の写しを提出している場合は、提出しなくてよい。
- (三) 申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真の電子データ。

2 紙による申請

案内書類に記載の提出書類をまとめ、申請すること。

- (一) 狩猟免許更新申請書（受けようとする種別ごとに一枚ずつ提出すること。）
- (二) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し。
- (三) 前記四１及び２に該当しない旨の医師の診断書。ただし、(二)の許可証の写しを提出している場合は、提出しなくてよい。
- (四) 受験・受講票（申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真を貼り、所定の事項を記入したもの）
- (五) 百十円切手を貼った、宛先・郵便番号明記の返信用定形封筒（長形三号）一通（受験・受講票の返信用）

3 申請書用紙等の請求先

広島県環境県民局自然環境課（〒七三〇―八五一 広島市中区基町一〇番五二号）又は最寄りの広島県農林水産事務所に請求すること。郵便で請求するときは、封筒の表に「更新申請用紙請求」と朱書し、百八十円切手を貼った、宛先・郵便番号明記の返信用定形封筒（長形三号）を必ず同封すること。

4 申請書の提出先

希望の更新場所を管轄する農林水産事務所
郵送する場合は、封筒の裏に「申請書在中」と朱書すること。

5 手数料

一件につき二千九百円

6 手数料の納付方法

手数料は、広島県が発行する納付書により広島県指定金融機関又は広島県収納代理金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）に納め、払込証明書を申請書の所定欄に貼ること。

なお、納付された手数料は返還しない。

六 結果の通知

合格者には旧免状と引き換えに狩猟免状を交付し、不合格者には不合格通知書を送付する。